

争訟事件等に関する報告要領について

(平成13年3月6日甲通達監第10号)

この要領は、争訟事務の適正な処理を図るため、争訟事件等についての各所属からの報告要領を定めたもので、主な規定項目は、次のとおりである。

報告の対象

報告要領

報告上の留意事項